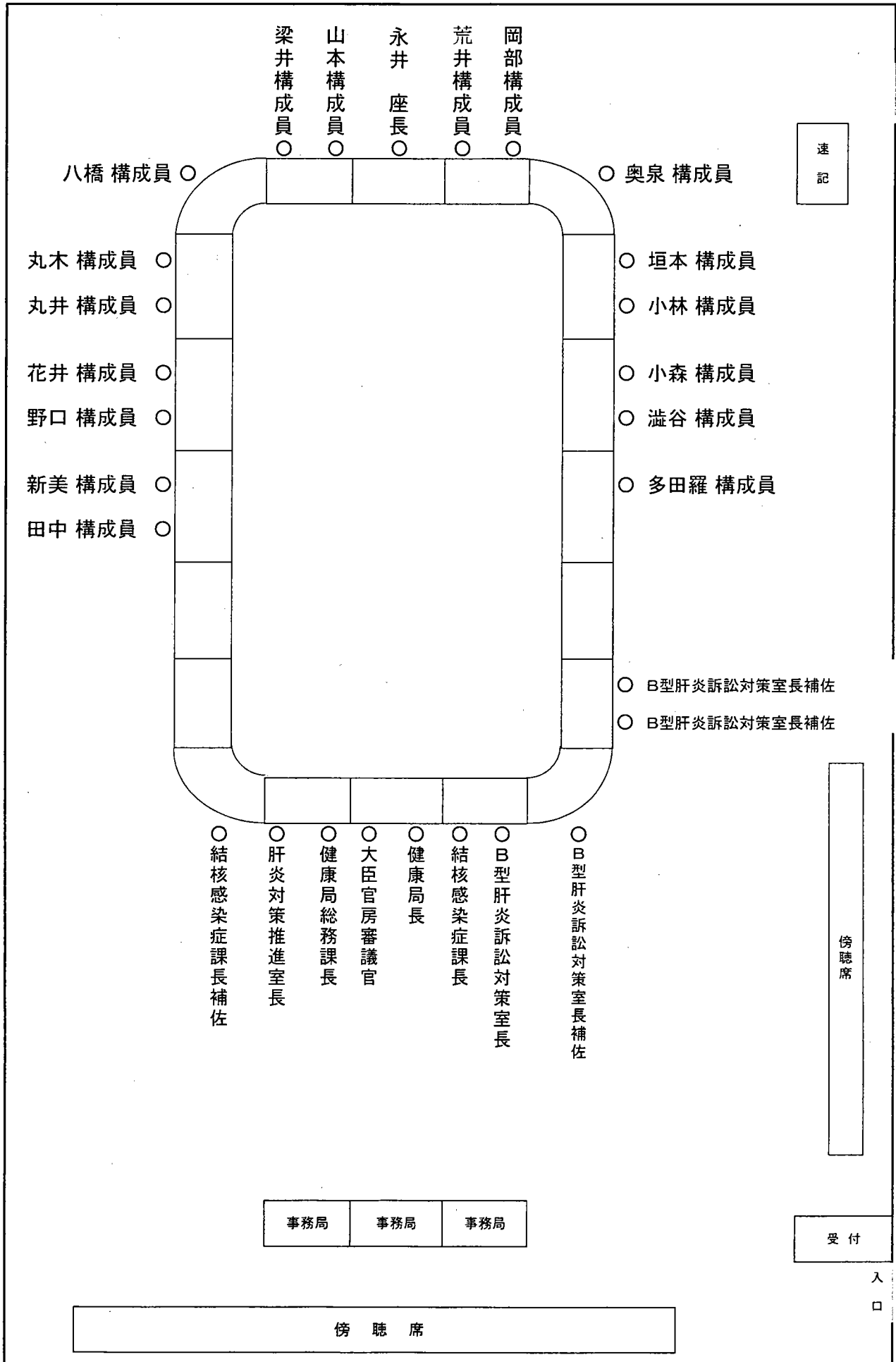


「第2回集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」座席図

日時:平成24年6月21日(木)9:30~11:00  
会場:厚生労働省 省議室(9階)

日  
比  
谷  
公  
園  
側



## 第2回

# 集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証 及び再発防止に関する検討会

平成24年6月21日(木)  
9:30～11:00  
省議室(9F)

## 議事次第

### 1 開会

### 2 議題

(1) 早期に実施が必要な対策(たたき台案)について

(2) 検証項目(案)について

### 3 閉会

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」  
構成員名簿

- |   |        |                               |
|---|--------|-------------------------------|
|   | 荒井 史男  | 弁護士                           |
| ○ | 位田 隆一  | 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科特別客員教授 |
|   | 岡部 信彦  | 川崎市衛生研究所所長                    |
|   | 奥泉 尚洋  | 弁護士                           |
|   | 垣本 由紀子 | 日本ヒューマンファクター研究所顧問             |
|   | 小林 寛伊  | 東京医療保健大学学長                    |
|   | 小森 貴   | 日本医師会常任理事                     |
|   | 澁谷 いづみ | 愛知県豊川保健所長                     |
|   | 高橋 滋   | 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授          |
| ※ | 多田羅 浩三 | 一般財団法人日本公衆衛生協会会長              |
|   | 田中 義信  | 全国B型肝炎訴訟原告団                   |
| ◎ | 永井 良三  | 自治医科大学学長                      |
|   | 新美 育文  | 明治大学法学部専任教授                   |
|   | 野口 友康  | 全国予防接種被害者の会理事                 |
|   | 花井 十伍  | 全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人           |
|   | 丸井 英二  | 人間総合科学大学人間科学部教授               |
|   | 丸木 一成  | 国際医療福祉大学常務理事                  |
|   | 八橋 弘   | 国立病院機構長崎医療センター臨床研究センター長       |
|   | 梁井 朱美  | 全国B型肝炎訴訟原告団                   |
|   | 山本 宗男  | 日本肝臓病患者団体協議会代表幹事              |

◎…座長、○…座長代理、※…研究代表者

(五十音順・敬称略)

# 資 料 一 覧

- 資料 1 第 1 回の検討会における主なご意見
- 資料 2 早期に実施が必要な対策（たたき台案）
- 資料 3 検証項目（案）
- 資料 4 集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班一覧

## 第 1 回の検討会における主なご意見

平成 24 年 6 月 21 日

厚生労働省健康局 B 型肝炎訴訟対策室

- B型肝炎の検証だけでなく、C型肝炎にも言及すべきという意見がある一方、検証会の設置目的や検証の困難さなどから、B型肝炎ウイルスを中心に検証を行うべきという意見があった。
- 原告の状況把握のため、研究班のメンバーに原告を入れるべき。
- 昭和 48 年の B型肝炎ウイルス発見以降を調査するのが第一であるとする意見がある一方、血清肝炎という形での被害がずっと報告されていたことから、B型肝炎ウイルス発見以前も検証すべきとする意見があった。
- 検証項目について、感染経路だけではなく発生率の変遷という量の変化を把握すべき。また、データを集めて、疫学的に調査すべき。
- 世界各国の肝炎予防対策について検証すべき。
- 被害者・肝炎患者の苦しみや生活の実態を検証すべき。
- 副反応報告の対象について薬液そのものだけではなく実施体制や実施方法の不備によるものまで含めるべき。また、長い時間かかって反応が出るものについても把握できるような仕組みにすべき。
- 予防接種の「ヒヤリ・ハット」を報告させる仕組みや、その情報を共有できるシステムが必要。
- 予防接種部会の第二次提言を議論するのではなく、研究班で調査した結果に基づいて議論を進めるべき。

- 評価・検討組織に患者団体も入れるべき。
- 今回の予防接種制度の見直しの中に、B型肝炎のワクチンを入れたのは評価すべき。
- 予防接種による被害に対して早く救済する仕組みが必要。
- 国民に対する正しい知識の普及や各種肝炎施策、B型肝炎訴訟に関する国民への普及啓発は早期に対応すべき。

## 早期に実施が必要な対策（たたき台案）

平成 24 年 6 月 21 日

集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の  
検証及び再発防止に関する検討会

## 1 はじめに

平成 23 年 6 月 28 日に締結された原告団、弁護団及び厚生労働大臣との基本合意書には「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行うことを約する。」とされている。

今般、本検討会において、その実態及びその経緯等の検証を多方面から行い、これらの検証結果や予防接種施策の現状等を踏まえて、再発防止策の検討・提言を行うこととしている。

一方、本検討会では、再発防止のための予防接種制度の安全性の確保については、平成 25 年度予算の概算要求及び現在検討中の予防接種法改正に反映させるため、早期に対応すべき事項として、以下のとおり、とりまとめた。

厚生労働省においては、二度と予防接種による感染症感染拡大を起こさない、そして、国民の命と健康をしっかりと守ることのできる予防接種行政を目指し、本提言に基づき、予防接種法の改正や予算の確保を早期に実現するよう期待する。

## 2 早期に講ずべき事項

## (1) 予防接種の安全性確保

- 予防接種の安全性確保を図るためには、予防接種法の対象となる予防接種に係る医療機関からの副反応報告を法律上位置づける必要がある。
- 副反応報告では、予防接種の実施方法等の不備による場合を含め、できるだけ幅広く情報収集できる仕組みにすべきである。
- 副反応報告の個別事例については、独立行政法人医薬品医療機器総合

機構（PMDA）に情報整理・調査を行う権限を付与するとともに、その人員体制等を強化する。その際、国立感染症研究所は必要に応じて協力・連携する。

- 予防接種による副反応を正しく評価するためには、医療機関による報告とともに、一般から寄せられる副反応に係る情報も重要であり、できるだけ幅広く情報収集に努める。
- PMDAによる情報整理・調査に基づき、評価・検討組織が薬事・食品衛生審議会と連携して、副反応報告に係る評価を行った上で、国が必要に応じて接種の一時見合わせ等の措置を講ずる。
- 予防接種施策全般について、我が国及び海外の先進的・科学的な知見を集め、総合的・恒常的に評価・検討を行う組織を設置する。
- 評価・検討組織での科学的な知見に基づく審議を可能とするため、厚生労働省や国立感染症研究所の事務局体制の充実・強化を図る。
- 感染症サーベイランスを適切に実施し、感染症に係る患者や病原体の情報を継続的に収集・解析する。
- 評価・検討組織は、医療関係の専門家、法律家、学会、被接種者の立場を代表する方などが参加し、国民的な議論を行う場とする。
- 厚生労働省は、副反応報告に係る情報を速やかに予防接種を実施した地方自治体に対して提供する。  
さらには、予防接種の適正な実施やリスクに関する情報提供のため、国民、報道機関、医療関係の専門家等が、それぞれ必要とする情報を容易に得ることができるよう、ホームページの内容の充実や利便性の向上などを図る。

## (2) その他

- 国民に対する正しい知識の普及、各種肝炎施策及びB型肝炎訴訟に関して、国民への普及啓発が必要である。
- B型肝炎ワクチンについては、ワクチン効果の持続性等のエビデンスを集め、定期接種化を検討すべきである。その際には、定期接種の実施主体である市町村等と十分に調整すべきである。



## 1. 予防接種等の実態(時間軸での変遷 ※昭和23年から昭和63年までについて検証)

- ① 予防接種対象疾患の流行等の実態
- ② 予防接種制度(副反応情報収集、健康被害救済を含む)
- ③ 予防接種に使用する器具等の開発・普及状況
- ④ 予防接種の具体的接種実態(器具使用実態、消毒方法等)

## 2. 日本におけるB型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態(時間軸での変遷)

- ① B型肝炎ウイルス感染及び感染拡大の実態
  - ・B型肝炎ウイルスの感染実態
  - ・B型肝炎ウイルス感染者の生活実態

## 3. B型肝炎に関する医学的知見およびそれに対する関係機関等の認識について(時間軸での変遷)

関係機関等とは、国(国立感染症研究所を含む)、自治体、関係学会、予防接種従事者、医療関係者等をいう。

- ① B型肝炎の病態等に関する医学的知見及びそれに対する関係機関等の認識
- ② B型肝炎ウイルスの感染経路等に関する医学的知見及びそれに対する関係機関等の認識
- ③ 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染リスクに対する関係機関等の認識

## 4. 集団予防接種等によるB型肝炎感染被害発生の把握及び対応(時間軸での変遷)

- ① 関係学会、医療関係者による把握及び対応
- ② 自治体及び予防接種従事者による把握及び対応
- ③ 国(国立感染症研究所を含む)による把握及び対応
- ④ 関係機関間の情報共有等の連携の実態

## 5. 諸外国における予防接種制度及び予防接種に伴う感染防止対策の実態(時間軸での変遷)

- ① 諸外国の予防接種制度(副反応情報収集、健康被害救済を含む)
- ② 諸外国における予防接種に伴う感染防止対策の実施状況

## 6. 再発防止策の策定に向けた検討

検証の結果をふまえ、再発防止のためにシステムとしてどのような施策が提言できるかという視点から、今後の予防接種行政に向けた提言を行う。

## 集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班一覧

- ◎ 多田羅 浩三 一般財団法人日本公衆衛生協会会長  
岩田 太 上智大学法学部教授  
及川 馨 日本小児科医会常任理事(予防接種委員会担当)  
岡部 信彦 川崎市衛生研究所所長  
佐藤 智晶 東京大学政策ビジョン研究センター特任助教  
澁谷いづみ 愛知県豊川保健所長  
田中 榮司 信州大学医学部内科学第2講座教授  
田中 純子 広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授  
田中 義信 全国B型肝炎訴訟原告団  
手塚 洋輔 京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師  
新美 育文 明治大学法学部専任教授  
梁井 朱美 全国B型肝炎訴訟原告団  
渡部 幹夫 順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎研究代表者

(五十音順・敬称略)

平成24年6月12日

**【検証項目についての意見】**

**集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証  
及び再発防止に関する検討会**

検討会委員 奥泉尚洋  
同 田中義信  
同 梁井朱美

検討会から研究班に対して提示される検証項目に関して、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との協議をふまえ、別紙のとおり意見を申し上げます。

(別紙)

**第1 事務局案の検証項目に、以下の検証項目を追加されたい。**

**1 集団予防接種等によるB型肝炎感染被害の実態（肉体的、精神的、経済的被害の実態。差別偏見を含む。）**

(理由)

集団予防接種等によるB型肝炎感染被害の存在は、検討会の使命である真相究明と再発防止に向けた検討の大前提となるものであるから、その被害実態について、きちんと調査検証がされる必要がある。なお、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」においても、「ハンセン病問題に関する検証会議」においても、被害実態についての調査検証がなされている。

**第2 事務局案の検証項目に関して、以下の点に留意して検証されたい。**

**1 事務局案1項「予防接種等の実態（時間軸での変遷）」に関して**

**(1) 「予防接種等に関する予算の内容」についても、調査検証されたい。**

(理由)

予算の内容を検証することにより、当時の予防接種政策の内容や方針を把握することは、真相究明としてきわめて有用である。

**2 事務局案2項「日本におけるB型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態（時間軸での変遷）」に関して**

**(1) 「集団予防接種等によるウイルス性肝炎（B型及びC型あるいは血清肝炎）の感染及び感染拡大の実態（時間軸での変遷）」についても、調査検証されたい。**

(理由)

検討会の目的の1つは、「過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染拡大が起きたことについて、その実態及び経緯等の検証を多方面から行うこと」である。このため、一般的なB型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態だけでなく、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態が把握される必要がある。さらに、昭和48年にB型肝炎ウイルスが発見されるまでは、現在のB型及びC型をあわせたウイルス性肝炎が血清肝炎として把握されていたこと、また、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による感染及び感染拡大は、B型肝炎ウイルスだけでなくC型肝炎ウイルスにおいても起きていた可能性を否定できないことからすると、C型肝炎の感染拡大も踏まえた感染拡大の実態が把握される必要がある。

**3 事務局案3項「B型肝炎に関する医学的知見およびそれに対する関係機**

関等の認識について（時間軸での変遷）」に関して

- (1) 「ウイルス性肝炎（血清肝炎）に関する医学的知見およびそれに対する関係機関等の認識について（時間軸での変遷）」についても、調査検証されたい。

（理由）

2(1)と同様である。

- 4 事務局案4項「集団予防接種等によるB型肝炎感染被害発生の把握及び対応（時間軸での変遷）」に関して

- (1) 「集団予防接種等によるウイルス性肝炎（血清肝炎）感染被害の発生の把握及び対応（時間軸での変遷）」についても、調査検証されたい。

（理由）

2(1)と同様である。

- (2) 「集団予防接種等によるB型肝炎感染被害が社会問題になった後（特に札幌高裁判決後や最高裁判決後）においても、被害救済が進まなかった原因」についても、調査検証されたい。

（理由）

集団予防接種等によるB型肝炎感染被害が社会問題になった後においても、被害の実態調査や救済には取り組まれなかった。予防接種による被害が発生していると考えられる場合、とりわけそのことが社会問題にまでなっている場合において、行政がすみやかに実態を調査し、防止策や救済策を検討することは、被害の拡大（重篤化を含む）を防止するうえで不可欠である。にもかかわらず、それがすみやかになされなかったことについては、その原因を調査検証すべきである。

- (3) 「集団予防接種等によるウイルス性肝炎（血清肝炎）感染被害の発生・拡大を防止できなかった行政の組織的な問題」についても、調査検証されたい。

（理由）

集団予防接種等において注射器の連続接種が続けられた原因としては、担当する行政部局における組織的な問題が背景にあると考えられるため、これに関して調査検証することが必要である。

- (4) 「集団予防接種等によるB型肝炎感染被害の救済について、予防接種法の健康被害救済制度との関係」についても、調査検証されたい。

（理由）

予防接種法の健康被害救済制度があるにもかかわらず、集団予防接種等によるB型肝炎感染被害については同制度による救済はなされていないが、なにゆえに同制度が機能しなかったのかについて、調査検証する必要がある。

- (5) 「医学教育における集団予防接種等によるB型肝炎感染についての対応」についても、調査検証されたい。

(理由)

医学教育において、集団予防接種等によるB型肝炎感染がどのように取り扱われたかは真相究明のために重要な問題であり、調査検証する必要がある。

5 事務局案6項「再発防止策の策定に向けた検討」に関して

- (1) 「今後の予防接種行政に向けた提言を行う」と限定することなく、「予防接種行政を含む厚生行政に向けた提言を行う」とされたい。

(理由)

検証の結果として導き出される再発防止策は、予防接種行政に限定せず、厚生行政に敷衍できる可能性が高いので、あらかじめ予防接種行政に限定すべきではない。

再発防止策の検討につき、緊急に講ずべき対策  
(平成25年度概算要求に位置付けるもの)についての提案

平成24年(2012年)6月12日

全国B型肝炎訴訟東京原告団

田中 義信

本検討会の目的は、過去の集団予防接種の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染拡大が起きたことについて、その実態及びその経緯等の検証を多方面から行い、それを踏まえて、感染症及び予防接種行政の課題を探るとともに再発防止策の検討・提言を行うこととなっています。

この目的は、本検討会のもとに設置される研究班の具体的作業成果に基づいて追求されることとなりますが、現時点においても、再発防止策の重要な柱となるべき施策があると考えます。それは、広く国民一般、とりわけ医療従事者及び医療に従事すべく学んでいる学生らに対して、かつてわが国において乳幼児に対する集団予防接種の際に注射器の打ち回しが行われ、その結果として多数の国民がB型肝炎ウイルスに感染したこと、そうした感染被害者が塗炭の苦しみを味わった事実を正確に伝え、医療行為による感染症拡大の悲劇を二度と繰り返してはならないとの教訓を国民的に共有することです。

こうした記憶と教訓の国民的共有のためには、本検討会が感染拡大の実態と経緯の検証を行い、再発防止策の検討・提言をたんに報告書としてまとめるだけでは不十分なことは明らかであり、検証結果と再発防止策の提言、感染被害者の苦しみを、国民一般、とりわけ医療従事者、医療に従事すべく学んでいる学生らに積極的に伝えていく機会が、何らかの制度的保障に基づいて設定されなければなりません。

私自身も、B型肝炎訴訟を原告としてたたかってきた経験の中で、すでに集団予防接種の注射器打ち回しを体験していない若い世代、特に医学部・薬学部の学生や看護学生など、将来は医療に従事したいと考える真面目な学生らに、この問題と自身の被害を訴えることで、学生らが本当に驚き、二度とこうした悲劇を繰り返してはならないとの感想を口々に述べていたことが忘れられません。

すなわち、医療行為を通じて引き起こされた本件のごとき被害の再発防止のためには、現実には感染被害を受けた私たち当事者や、長年にわたってこの問題を取りあげてきた弁護団の方々のような立場の人間が、わが国の医療現場で医療従事者に対し、あるいは医学教育の現場で学生たちに対し、自らの被害の実態と本検討会で明らかとなるであろう検証結果・再発防止のための教訓を伝えるため働きかけを行うことが最大の効果を生むものと考えます。

しかし、私たち被害者はそれぞれ病を抱え、あるいは仕事を持つなどの社会的制約のもとにおかれており、全国に散在する医療現場や医学教育機関に出向いて講演等を行うには、さまざまな経済的社会的負担を免れません。

そこで、本検討会の目的である感染拡大の経緯の検証と再発防止策の提言を真に国民的な課題として意味あるものとするため、医療現場や医学教育の場に本件の実態と教訓を伝える「語り部」を確保する制度として、国による一定の助成のもと、本件の感染被害者らの講師活動に対して旅費・日当等を支給し、あるいは講師活動の集約・研修等に必要な経費を支弁する仕組みの構築を来年度の予算事業とすることを提案します。

この点については、薬害エイズ事件や薬害ヤコブ事件の被害者・遺族の方々が、被害者に対する相談活動等を行うについて相談員として登録され、一定の旅費・日当等を国からの助成金により支弁されているとの前例があります。本件については、国・原告弁護団との間の協議を通じて詳細な制度設計がなされる必要がありますが、再発防止を真に実効性あるものとするために、医療現場や医学教育において本件の実態と教訓を徹底するための効果的な施策として、来年度予算において被害者らの講師活動を制度的に支える何らかの措置がとられることを希望します。

以上



## 「早期に対応すべき事項について」に関する意見

平成24年6月12日

全国B型肝炎訴訟原告団 梁井朱美

## 【意見の趣旨】

私は、来年度予算との関係で、「早期に対応すべき事項」としては、集団予防接種等によるB型肝炎感染被害者を早期に救済するために、下記の事項を緊急に取り上げていただきたいと考え、意見を申し上げます。

## 記

- 1 基本合意・特措法によるB型肝炎感染被害者に対する救済制度が国民に周知徹底されるように、広報を拡充すること。（広報の具体案については後記のとおりです。）
- 2 すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるように、肝炎ウイルス検査の体制を整備するとともに広報を拡充すること。（体制整備及び広報の具体案については後記のとおりです。）

## 【意見の理由】

- 1 集団予防接種等によるB型肝炎感染被害者は、国の推計によると40万人以上であるとされています。にもかかわらず、基本合意締結から約1年が経過した現在も、基本合意・特措法による救済を求めて提訴している被害者は4000人余りです。国の推計数の約1%に過ぎません。  
このように提訴者数が少ない原因は次の2点にあると思います。
  - ① 1点目は、広報が不十分であるため、基本合意・特措法に基づく救済制度を知らない被害者が多数いることです。
  - ② 2点目は、肝炎ウイルス検査を受けていないために、自らがB型肝炎ウイルスに感染していること自体を知らない被害者が多数いることです。
- 2 このため、被害者を早期に救済するためには、基本合意・特措法による救済制度を国民に周知徹底する必要があります。そのためには基本合意・特措法による救済制度についての広報をもっと拡充すべきだと思います。  
また、被害者を含めた感染者が、自らの感染に早期に気付くためには、すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるように、肝炎ウイルス検査の体制を整備するとともに広報をもっと拡充すべきだと思います。
- 3 被害者を早期に救済することは、被害者が早期に検査・治療に専念できるようになることです。それは、被害の拡大・重篤化を防止するものですから、再発防止として大変重要なことであり、緊急に取り組むべきことだと思います。

被害者の中には、自分が肝炎であることを知らないままに、治療や検査を受けず、病気を悪化させている人も数多くいます。裁判の原告の中にも、B型肝炎に感染していることを知ったときには、肝がんを発症していたという人が数多くいます。このような被害者も、早期に感染していることが分かり、早期に救済がなされていたならば、病気の進行を防止することができたと思います。病気が悪化してから感染していることが分かるようなことや、肝がんになってから救済されるようなことはなくすべきです。

このため再発防止を検討する検討会としては、「早期に対応すべき事項」として、B型肝炎感染被害者を早期に救済するために、意見の趣旨のとおり的事项を取り上げていただきたいと考える次第です。

### 【広報及び肝炎ウイルス検査の体制の整備についての具体案】

#### 1 基本合意・特措法及び肝炎ウイルス検査の広報についての具体案

- ① 主要全国紙＋主要地方紙に全面広告を出す。また、定期的に、ラジオ・テレビで広報を図る。
- ② ポスターの普及促進を図る。

\*なお、肝炎ウイルス検査の広報を行うに際しては、過去の集団予防接種等における注射器連続使用の事実とともに、一定世代の全ての国民が肝炎ウイルスに感染している可能性があることを強調すべきです。

#### 2 肝炎ウイルス検査の体制の整備についての具体案

- ① 特定感染症等検査事業について、都道府県・政令市・特別区の全ての保健所におけるウイルス検査の無料化を徹底する。また、同事業の一環として行われている緊急肝炎ウイルス検査事業について、委託医療機関の拡大を図る。
- ② 出張型健診や特定の年齢以上の者を対象とした個別勧奨が拡大されるよう各地方公共団体に対し指導を徹底する。
- ③ 職域におけるウイルス検査の受検機会を拡大するため、各事業主団体関係団体等に対し受検呼びかけに協力するよう通知する他、より具体的な措置を講じる。
- ④ 全ての国民が少なくとも1回はウイルス検査を受けるようにするため、受検について先進的な取り組みをしている地方公共団体の手法や効果を調査・研究した上、その調査研究結果を公開し、他の地方公共団体に対して紹介する。

以上

平成24年6月12日

全国予防接種被害者の会 理事

野口友康

検証項目（案）に関する提案

平成24年5月31日に頂きました資料3-2に関して以下の通り補足提案させていただきます。

- ① 平成23年6月28日の基本合意は、原告団・弁護団および労働厚生大臣によりなされたものです。つまり、今回の検証では、原告団・弁護団の意見が十分反映されることが大前提となります。したがって、検証途中のどこか、もしくは、最終段階で平成23年5月31日に当検討会に提出された染井朱美構成員及び田中義信構成員の「具体的な検証項目（案）への意見」が十分反映されているかを再確認することを提案致します。
- ② 平成24年5月31日の検討会の中で、田中構成員の発言議事録 p16「この苦しみの実態からまず検証を始めていただきたい。」 澁谷構成員の発言議事録 p17「そういった生活実態の検証というものもここの実態の中に読み込んで検討していいのではないかと思います。」 被害拡大の検証の中に（例えば 2. 日本における B 型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態）、被害者の一般化した生活実態の状況を時系列で入れることにより、把握と対応が遅れたことによる社会的結果が明示され、再発防止、早期救済・対応への強い示唆となると考えます。また、これを実施することにより、被害者の参加及び意見が十分反映されたものになると考えます。
- ③ 平成24年5月31日 資料3-2 「4. 集団予防接種等による B 型肝炎感染被害発生の把握及び対応（時間軸での変遷）」について①～④の把握及び対応に関して、把握・対応が「なぜ」そういう結果になったかという質問を設定して頂き、もう1-2段階掘り下げて頂きたい。①～④項目について、医学的、制度的・構造的、社会的な相互関係についても検証して頂きたいと思います。

以上

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証  
及び再発防止に関する検討会

座長 様

平成24年6月15日  
日本肝臓病患者団体協議会  
検討会委員 山本宗男

検証項目についての意見

下記の通り、検討に当たって意見を表明します。よろしくお取りはからいください、

第1 事務局案2項

日本におけるB型肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態（時間軸での変遷）

- (1) 日本における集団予防接種等による肝炎ウイルスの感染及び感染拡大の実態（時間軸での変遷）についても検証して下さい。

肝炎ウイルス：B型肝炎ウイルスが発見されるまでは血清肝炎、B型肝炎ウイルスが発見されてからはB型肝炎ウイルスと非A非B肝炎ウイルス。

理由：検討会の目的が、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスの感染について、遅くとも日本で昭和26年ころ注射針・筒を連続使用した場合、血清肝炎が生じる危険性があるとの医学的知見が確立し、昭和63年に厚生労働省が予防注射等で注射針・筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導した。この間を多方面から検証をして、今後このようなことの起らない対策を提言することですから、B型肝炎ウイルスが発見される昭和45年までは肝炎ウイルスの感染による血清肝炎を、B型肝炎ウイルスが発見されてからは、B型肝炎ウイルスと非A非B肝炎ウイルスの感染を検証することが必要です。

第2 事務局案3項

B型肝炎に関する医学的知見およびそれに対する関係機関等の認識について（時間軸での変遷）

- (1) 肝炎ウイルスに関する医学的知見およびそれに対する関係機関等の認識について（時間軸での変遷）についても検証して下さい。

第1と同様

第3 事務局案4項

集団予防接種等によるB型肝炎感染被害発生の把握及び対応（時間軸での変遷）

- (1) 集団予防接種等による肝炎ウイルス感染被害発生の把握及び対応（時間軸での変遷）についても検証して下さい。

第1と同様

第4 集団予防接種等による肝炎ウイルス感染被害が長期間継続しているが、関係機関から

警告・警鐘がどのようなであったかの検証をして下さい。

理由：長期にわたって危険性が続いているので、関係部門から何らかの警告・警鐘が出ていたと思われるが、それはどうであったかの検証が必要です。

関係部門：国、自治体、学会、予防接種従事者、医師会等関係団体、医療関係者  
以上

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証  
及び再発防止に関する検討会

座長 様

平成24年6月15日  
日本肝臓病患者団体協議会  
検討会委員 山本宗男

再発防止策の検討につき、緊急に講ずべき対策  
(平成25年度概算要求に位置付ける提案)

検討会の目的が、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルスの感染について、多方面から検証をして、今後このようなことの起らない対策を検討・提言すること、また過去の失敗から学んでより良い未来を構築することですから、緊急に講ずべき対策として下記事項を提案します。

記

1. ユニバーサルワクチンの幼少期・成人期投与への有効性と副反応の検証、及び実施の推進

理由：海外との交流は一層増加していますが、海外では成人感染で慢性化するウイルスのタイプがあります。ユニバーサルワクチンで、B型肝炎ウイルスに対する抗体を持つことにより、感染を防止し、また現段階ではウイルス排除が困難という不幸をなくすることができます。このことによって新たなB型肝炎患者の発症が防止出来、偏見・差別の解消に繋がります。

2. 肝炎ウイルス感染がないように医療・福祉現場への感染防止マニュアルの作成・配布と、偏見・差別をなくする医療・福祉現場への啓発書の作成・配布

理由：医療・福祉（介護・老人利用施設・保育など）現場には肝炎ウイルス感染の危険性がいつもあります。

注射針・筒は使い捨てになっているか、内科・外科・放射線科・眼科・耳鼻科・歯科・鍼灸治療などで、各種医療器具や検査・治療行為による感染防止策について、各現場ごとにわかりやすいマニュアルにまとめ、早急に普及することを求めます。

また、福祉現場での各種サービスにおける感染防止策もあらためて点検を行い、従事者に理解しやすいマニュアルの作成・普及を求めます。

また、医療・福祉現場では未だ偏見・差別があります。  
医療・福祉現場での偏見差別をなくするために、説明書や啓発書を作成し、関係機関を通じて配布していただくよう提案します。

### 3. 死に至る病気（ウイルス、がん、循環器疾患）の学校教育・社会教育を進める取り組みの強化

理由：過去において、肝炎ウイルス感染者は、適正な生活をしているのに自分が死に至る病気になっているとは夢にも思ったことはありません。重篤な病気に進行するという知識があれば、早期に適切な治療をして、死亡することがなかった多くの人があると残念でなりません。

（今もこの病気で毎日 120 名が亡くなっています）

他の疾病でも、同様なことがあると思います。

日本のがん検診率は海外先進国に比較して大変低い。また成人病は増大し脳・心疾患による死亡数の割合は全ての死亡数の 1/3 を占める。

がんによる死亡数の割合も同様全ての死亡数の 1/3 を占める。

学校教育、社会教育で死に至る病気の教育を定期的に受ける（例：社会教育では 40 歳以上は 5～10 年毎に受ける仕組の構築）ことによって、肝炎ウイルス検診・がん検診・特定健診を受ける方が増加し日本人の健康は更に良いものになります。

以上